

熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部改正について

熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(熊本博物館条例の一部改正)

第 1 条 熊本博物館条例（昭和 28 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 20 条」を「第 23 条」に改める。

(熊本市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 熊本市旅館業法施行条例（平成 12 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 2 条に規定する」を「第 2 条第 1 項の」に、「第 29 条に規定する博物館に相当する施設」を「第 31 条第 1 項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。